

# マイナンバー制度とマイナンバーカード活用

行政システム株式会社 行政システム総研 顧問 蓼科情報株式会社 管理部 主任研究員 **榎並 利博** 

榎並 利博 (えなみ としひろ) ●1981年に富士通 (株) 入社、自治体システムの開発作業に従事。 1996年に(株) 富士通総研へ出向。経済研究所主席研究員としてマイナンバー、電子政府・電子自治体などを中心に研究活 動を行う。 2022年に行政システム (株) 顧問及び蓼科情報 (株) 主任研究員に就任。 マイナンバー、電子政府・電子自治体関連の著書多数。

# ■ マイナンバー紐付けミスとメディアの過熱報道

この数カ月、マイナンバーをめぐるトラブルやミスの報道が 続いている。自分のマイナンバーに他人の情報が紐付いてい たことで、「マイナンバーは信用できない、廃止すべき」とい う過熱した報道も目立ち、カードの自主返納までニュースにな る始末だ。

事の発端は、マイナンバーカードを使って住民票をコンビニで交付申請したところ、他人の住民票が交付されたというトラブルだ。2つ目は、マイナンバーカードでマイナンバーと公金受取口座を紐付けたら、他人名義の口座が登録されていたというもの。そして3つ目は、マイナンバーカードで健康保険証の情報を見たら、他人の保険証情報が紐付けられていたというものだ。

すべて同じ紐付けミスに見えるが、原因はそれぞれ異なる。 まず、住民票の誤交付問題だが、そもそもこれは紐付けミス による問題ではなく、プログラミングのミスである。引越しな どが集中し、住民票交付の処理が過度に集中するタイミング で起きた、過負荷による印刷処理管理の不具合によるものだ (図1)。

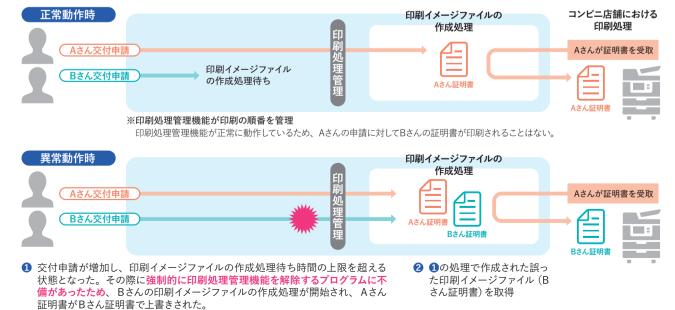
次に、公金受取口座の誤登録は紐付けミスの問題である。

その原因は登録操作を行った利用者にある。役所の支援窓口に設置されている端末を使って登録処理をした後、ログアウトを忘れたため、次の利用者のデータとして登録されてしまったものだ。行政側のミスではないとはいえ、支援窓口に来る人がパソコン操作に不慣れなことは明らかであり、確実にログアウトしてもらうなど、もう少し配慮が必要だったと言える。

なお、公金受取口座に関しては、家族名義の口座を登録したケースが約13万件あった。原則として、本人名義と異なる口座に給付金を振り込むことはできないため、これも利用者のミスと言えるだろう。しかし、「口座登録でマイナポイントがもらえる」と、政府が国民を煽ったことが問題を大きくした側面もある。

最後に、他人の保険証情報が紐付けられていた問題だが、これも紐付けミスの問題である。実際にミスをしたのは健康保険組合などの医療保険者で、担当者が本人特定の事務に慣れておらず、氏名と生年月日で本人を特定することの危険性を理解していなかったために生じたものだ。だが、そもそも被保険者(=保険加入者)がマイナンバーをきちんと申告していれば、このような問題は起きなかったはずだ。都道府県における紐付けミスも、大半はこの医療保険者の場合と同じケースだ。

(図1)住民票誤交付の原因(富士通Japan株式会社の補足資料を基に作成) [URL] https://www.fujitsu.com/jp/group/fjj/imagesgig 5 /topics 20230407 .pdf



このように、ベンダーのシステムや行政・医療保険者の運 用に問題があったとはいえ、利用者や被保険者などの行動に も問題があった。それにも関わらず、なぜこれほど報道が過 熱し「マイナンバーは信用できない」という不信感に満ちた 論調になるのだろうか。

# ■「身元確認 | と 「 当人認証 | の混在が不信感の元凶

マイナンバーの取材記者と話をしていて気づいたことがあ る。彼らもそれなりに勉強してくるから、マイナンバーに関し て一応の知識はある。しかし、公的個人認証サービス(Japanese PKI) やPKI (Public Key Infrastructure: 公開鍵基盤) につ いてはほとんど知らないのだ。

彼らでさえそのレベルであれば、一般国民は「電子証明書」 とか言われても何のことか理解できない。だから「パスワード が4つも必要 | となればかえって不信感を募らせ、「実印相当 の機能」だと説明されると「そんな危険なものは持ち歩けない」 となるのも当然だ。

本誌読者であれば常識の範囲だろうが、リアルな空間におけ る本人確認とは身元確認(実在する人物であることを証明)を 指し、顔写真付きの身分証明書などで確認する。一方、デジタ ル空間における本人確認では、身元確認に加えて当人認証も必 要になる。当人認証とは、デジタル空間での操作者が、身元確 認した人物と同一であることを確認するもので、セキュリティ を高めるため、パスワードなどの「知識」、カードや携帯電話 などの「所持」、指紋や顔などの「生体」の3つの認証要素を 組み合わせて実行する。

マイナンバーカードの場合、リアル空間での本人確認は、 カード表面の顔写真による身元確認のみで完了する。デジタ

ル空間での本人確認は、まずマイナンバーカード交付時に顔 写真で身元確認(署名用電子証明書でも確認できる)を行い、 当人認証については自身によるパスワード設定で準備をして おく。そして、マイナポータルにログインする際に、マイナン バーカードによる「所持」とパスワードによる「知識」の2要 素で当人認証する。このように、マイナンバーカードはリアル 空間でもデジタル空間でも本人確認ができる優れたカードと 言える。

諸外国の場合、多くは50年以上も前に番号制度が導入され、 氏名・生年月日や番号が記載された身分証明書(カード)が 発行された。多くの国が国民に携帯を義務付けし、これがリ アル空間における本人確認書類(身元確認のカード)として 普及した。

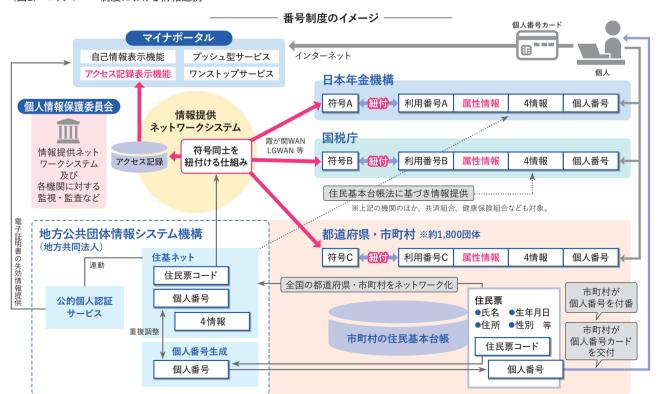
その後、IT時代を迎えて当人認証の機能が必要となり、そ こで初めてIDとパスワード、ICカード、モバイルアプリなどが 必要とされた。つまり、身元確認と当人認証は別のものとして 明確に区別されていた。

一方、日本では一枚のICカードで身元確認と当人認証を一 体化して普及させようとしたわけだが、一般国民にとっては理 解のハードルが高過ぎ、半ば強制的に普及させようとしたこと が、これだけの大きな不信感につながったのではないだろう か。

# ■ ミスがすぐ発覚する運用設計と カード活用のために機能分離を

今回の紐付けミスに関するトラブルは、プログラムのミスを 除くとすべてが運用のミスである。つまり、運用の設計がきち んとできていなかったことが原因だ。100%のセキュリティが

## (図2) マイナンバー制度における情報連携



出典:総務省「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会(第3回)資料2|を基に筆者加筆

あり得ないのと同様、人手を介した事務運用で完璧はあり得ない。重要なことは、ミスが起きることを前提に、ミスが起きた時にすぐ発覚する設計にすることだ。

今回のミスは、保険証や公金受取口座の情報を照会した際、他人の氏名が表示されたことで発覚した。もし、氏名など個人を特定する情報が連携されず、表示できなかった場合には、誰もミスに気付かなかっただろう。

実は、当初の設計では氏名など個人を特定する情報については連携させず、属性情報(所得・税額など個人情報の中身)のみを連携させるという方針だったという(図2)。これは、現在、情報連携で利用されている情報において、紐付けミスで他人の情報を使っている可能性があることを意味している。ミスがすぐに発覚するよう、氏名など個人を特定する情報も連携させるべきだろう。

今後、次期マイナンバーカードの議論も進められる予定だが、その際、よりわかりやすいカード活用のため、身元確認と当人認証を分離したシンプルな設計にすべきだろう。子どもやデジタル機器を扱えないお年寄りなどは、当人認証などは不要であり、身元確認としてのカードで十分ではないだろうか。つまり、リアル空間で本人確認ができるマイナンバーカードは全国民に必須だが、デジタル空間の身元確認や当人認証

については、それらを必要とする国民だけが公的個人認証サービスなどを使えば良いのであって、ICカードにこだわる必要もない。

介護施設などの現場でも、実印機能を持つカードやパスワードを預かることには抵抗があるだろうが、身元確認だけのカードなら問題ないはずだ。健康保険証についても、電子証明書などを使う必要もなく、身元確認カードに記載されたマイナンバーを直接使えば良い。

マイナンバーを利用するための特別法を制定すれば、医療保険(現物給付)でも使えるようになる。また、番号の中に生年月日などを組み込み、覚えやすい番号にできれば、災害などの緊急時に、カード無しでもマイナンバーを申告して医療が受けられるようになるだろう。

「番号は秘密にしないと危険だ」という固定観念に惑わされ、身元確認の番号と当人認証のIDが混同されてしまうと、制度自体がわかりにくくなり、ちょっとしたミスでも国民の不信感を招いて大騒動に発展してしまう。政府は秋までに総点検を行うそうだが(図3)、ミスがすぐ発覚する仕組みを導入し、身元確認と当人認証を分離したシンプルな仕組みへの再構築を考えるべきだろう。

### (図3) マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検の基本的な進め方

# 期間 対応 ●各省庁から紐付け実施機関に対し、現状の紐付け方法について確認を行う。具体的には以下の通り。 ①マイナンバー届出義務の有無 ②マイナンバー未届出の場合のマイナンバー取得方法 ③J-LIS照会を行う場合の方法(氏名・生年月日・住所等のうち何種類を用いるか) など ●紐付け方法の確認結果をふまえ、氏名等のうち3種類以下の情報を用いてJ-LIS照会を実施した場合など、すべての個別データの総点検が必要なケースを整理する。 ●紐付け実施機関に対し、上記ケースに該当する場合には、以下を実施し、その結果の公表を求める。 ①全データ点検、②誤紐付けの修正、③情報漏えいの有無に関する調査 など ●紐付け実施機関固有の事情により紐付け誤りが生じた事例については、その原因に沿って個別に対応。

※2023年8月8日の中間報告では、11月末までに個別データの点検を実施することが発表された。

出典:デジタル庁「マイナンバー情報総点検本部(第1回)資料2」(2023年6月21日)

